

## 第5回「いつまで働く？在職老齢年金ってなに？」

三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部 上席研究員 菅谷 和宏

### <「在職老齢年金」ってなに？>

今回は、60歳以降も働きながら公的年金を受給する場合の注意点について解説します。60歳以降に働きながら（厚生年金保険に加入中に）受給する老齢厚生年金を「在職老齢年金」といいます。前回、お伝えしたように老齢厚生年金の受給開始は原則65歳ですが、生年月日に応じてS36.4.1以前生まれの男性、S41.4.1以前生まれの女性には、「特別支給の老齢厚生年金」が64歳以前から支給されます。

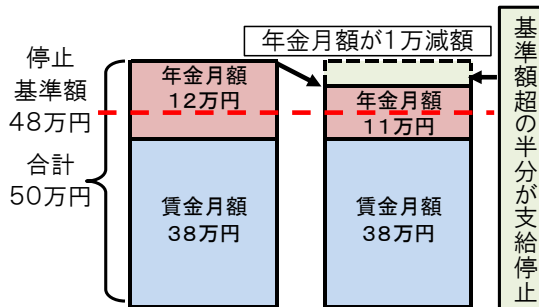
60歳以降の賃金月額<sup>注1</sup>と年金月額<sup>注2</sup>の合計額が48万円<sup>注3</sup>を超える場合、48万円を超えた金額の半分が年金月額より支給停止されます（図表1）。なお、老齢基礎年金は支給調整の対象外です。また、出版企業年金基金からの年金<sup>注4</sup>も支給調整の対象外です。

（図表1-1）在職老齢年金の仕組みと計算例

（賃金月額＋年金月額）が48万円以下	➡	支給停止されない
（賃金月額＋年金月額）が48万円超		「（賃金月額＋年金月額－48万円）÷2」が支給停止

#### 【計算例】

- ①賃金月額：38万円
- ②年金月額：12万円
- ③支給停止額：  
（50万円－48万円）÷2＝1万円
- ④在職老齢年金：  
12万円－1万円＝11万円

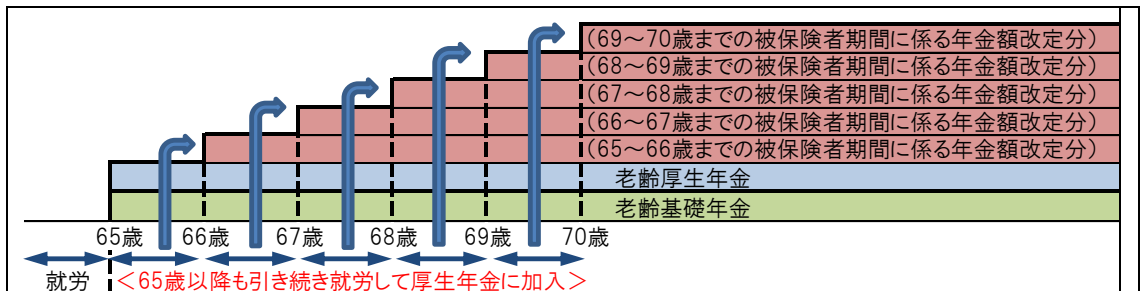


（出所）筆者作成

### <より長く働いて、年金額をアップしよう>

65歳以降も働いて厚生年金保険に加入していれば（上限は70歳）、65歳以降に受給する年金額が毎年アップします。これは、「在職定時改定」といい、1年間、厚生年金保険に加入した実績を翌年の年金額に反映する仕組みです（図表2）。例えば、65歳以降、賃金月額30万円で就労した場合、毎年約2万円の年金年額のアップが図れます（ただし、在職老齢年金の支給停止額は、増額後の年金額に基づいて計算されます）。

（図表2）在職老齢年金の定時改定の仕組み

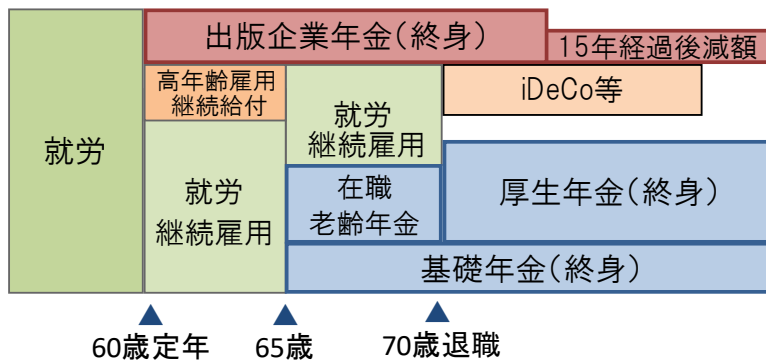


(出所) 筆者作成

人生 100 年時代、より長く働き、厚生年金保険により長く加入することで、将来貰える年金額を増やすことができます。自分のライフプランに合わせて、自分のしたい仕事でより長く働くことを考えてみるのも良いかもしれません(図表 3)。

なお、60 歳以降も働く場合、65 歳までは雇用保険から「高年齢雇用継続給付金」が賃金月額に応じて支給され、年金額が支給調整(減額)されることがありますので、これについては次回ご解説します。

(図表 3) 70 歳まで働いた場合のライフプランの一例(在職老齢年金・高年齢雇用継続給付金)



(出所) 筆者作成

注 1: 賃金月額には基本給の他に、通勤手当、残業手当、役職手当等の各種手当が含まれ、さらに直近 1 年間の年間賞与額を 12 で割った金額を足した金額となる。

注 2: 年金額は老齢厚生年金のみで加給年金は含まない金額。加給年金とは、厚生年金保険の加入期間が 20 年以上で、65 歳未満の配偶者がいる場合に、配偶者が 65 歳で自分の公的年金を受給開始するまでの間に加算される年金。

注 3: 記載の金額は 2023 年度の基準額で名目賃金変動率に応じて毎年改定。

注 4: 出版企業年金基金の年金は、60~65 歳までの希望するときから受給可能で、5 年,10 年,15 年,20 年の保証付有期年金または終身年金(15 年経過後に 1/2 に減額)で受給可能。